総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年11月10日(火曜日)午前10時 0分 開議場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室午前10時19分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

- 1 本日の会議に付した事件
 - (1) 請願陳情審査
 - ① 令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出する ことを求める請願
 - ② 令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提 出を求める陳情
 - (2) 報告事項
 - ① 令和3年度市民税・県民税申告における新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について

(市民税課)

2 出席委員(7名)

委 員 長 康 君 副委員長 佐 雄 君 小 泉 藤 昭 委 員 滑 Ш 友 理 君 委 員 田 中 真 己 君 委 員 高 倉 富士男 君 委 員 須 和 君 ⊞ 浩 員 福 島 辰 三 君

- 3 欠席委員(なし)
- 4 委員外議員出席者(なし)
- 5 説明のため出席した者の職,氏名

副市長 田 尻 充 君 市長公室長 小田木 治 君 秘書課長 F. 君 健 Ш 悟 政策企画課長 宮 Ш 孝 光 君 交通政策課長 須 藤 文 彦 君 みとの魅力 情報政策課長 北 條 佳 孝 君 沼 田 誠 君 発信課長 総務部参事兼 君 総務部長 袁 部 孝 雄 君 天 野 純 人 事 課 長 総務法制課長 上垣外 泰 之 君 行政経営課長 熊 田 瑞 君 財産活用課長 谷 津 茂 男 君 市民課長 高 安 正 紀 君

財務部長	白	田	敏	範	君	税務事務所長	小	Ш	喜	実	君
財務部参事兼 財 政 課 長	梅	澤	正	樹	君	契約検査課長	鈴	木	和	男	君
市民税課長	安	里	裕	行	君	資産税課長	関	根		豊	君
収 税 課 長	佐々	木	信	也	君						
市民協働部長	Ш	上	幸	_	君	市民協働部副 部 長	小	嶋	W -) み	君
市民協働部 監	太	田	達	彦	君	市 民 協 働 部 参 事 兼 スポーツ課長	柏		直	樹	君
市 民 協 働 部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青	Щ	和	夫	君	市民生活課長	小	JII	邦	明	君
防災・危機 管 理 課 長	小	林	良	導	君	生活安全課長	村	沢	晶	弘	君
文化交流課長	三	宅	陽	子	君	新市民会館整備課長	篠	原	芳	之	君
男女平等 調課長	石	塚	美	也	君						
生活環境部長	佐	藤	則	行	君	環境保全課長	林		栄	_	君
衛生事業課長	黒	澤	純 —	- 郎	君	ごみ減量課長	渡	邊	徳	子	君
廃棄物対策 課 長	亀	井	俊	道	君	新 ごみ 処 理 施設整備課長	宮	田	正	_	君
清掃事務所長	清	水	健	司	君						
会計管理者兼会 計 課 長	小 田	木	義	弘	君						
選挙管理委員会事務局長	外	岡	淳	_	君						
監査委員事務局長	綿	引	信	明	君	監 査 委 員 事務局次長	和	田		隆	君
議会事務局長	小	嶋	正	徳	君	議会事務局 次 長 兼 総 務 課 長	関	谷		勇	君
議事課長	永	井	誠	_	君						
事務局職員出席者											
議事課副参事 兼課長補佐	大	嶋		実	君	書記	武	田	侑 未	÷子	君

6

午前10時 0分 開議

〇小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしくお願いいたします。

〔傍聴人入室〕

〇小泉委員長 これより議事に入ります。

初めに, 請願陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております、令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速 やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願及び令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴 訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、本日のところは継 続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で, 請願陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

それでは、(1)の令和3年度市民税・県民税申告における新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について、執行部から説明を願います。

安里市民税課長。

〇安里市民税課長 令和3年度市民税・県民税申告における新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策につきまして、財務部市民税課提出の資料により御説明いたします。

1の目的でございますが、市民税・県民税申告において、密集、密接を避け、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を図ることを目的とするものでございます。

2の対策の概要につきましては、1点目が、(1)郵送申告の推奨でございます。感染防止のため、郵送による市民税・県民税申告書の提出を積極的に推奨することにより、対面による感染機会を減らし、感染防止を図るものでございます。

郵送申告の推奨に当たっては、分かりやすい申告マニュアルを作成するとともに、申告書をホームページ 上で作成、印刷できる税額試算システムの利用を促進することで、申告会場に行かなくても申告ができる環 境整備に努めてまいります。

2点目が、(2)予約制度の導入でございます。郵送申告が難しい市民に対しては、申告希望日及び30分を単位とした時間帯などをあらかじめ指定する申告予約制を導入してまいります。このことにより、来場者の混雑を緩和し、申告会場での密集状態を防ぐとともに、申告受付における待ち時間の短縮を図るものでございます。

予約方法につきましては、ア、予約専用ホームページとしまして、自宅のパソコンやスマートフォンなど から予約専用ページにアクセスいただき、申告希望日及び時間帯などを予約する方法と、イ、予約専用ダイ ヤルとしまして、パソコンやスマートフォンからアクセスが難しい方に対し、予約専用ダイヤルを設け、そ こに電話をいただき、申告希望日や時間帯などを予約するものでございます。予約専用ホームページは、令和3年1月中旬頃から令和3年3月12日まで受付を予定し、予約専用ダイヤルは、令和3年1月下旬頃から令和3年3月12日までを受付の予定としております。

対策の3点目、(3)申告会場における感染防止対策といたしまして、検温の実施、手指消毒、マスク着用の徹底、飛沫防止用パネルの設置、申告者同士の距離の確保などにより、感染防止を図ってまいります。

3, 申告会場につきましては、本庁舎及び7つの市民センターにおいて、申告期間は令和3年2月5日から令和3年3月15日までとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言願います。 田中委員

〇田中委員 また新型コロナの感染拡大の兆しがある中で、当然の対応をされると思って聞きましたけれど も、例年どれくらいの方が来場して申告されていらっしゃるんでしょうか。それで、1人当たりの所要時間 などによっては、予約もかなり細切れになるのかなという部分をちょっとお聞きしたいのと、この制度は初 めてですので、予約を認識せずに来てしまう方も当然いらっしゃるんだろうというふうに思いますが、その 辺の対応はどういうふうにされるお考えかお聞きしたいと思います。

〇小泉委員長 安里市民税課長。

〇安里市民税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目、申告会場にどれくらい来場するのかにつきましては、昨年度の来場者数につきましては、 国税の確定申告を含め8,700件の申告の受付を行い、そのうち、市民税・県民税の申告書のほうが 3,800件の受付となっております。

続いて、2点目の1人当たりの受付時間なんですが、人や内容によっても時間が若干前後する部分もあるんですが、おおむね15分から20分ぐらいの受付時間となっております。

また, 3点目, 予約をされていない方への対応につきましては, まず, 前日に予約の受付を閉め切りまして, 予約状況を見て, 当日の予約に空きがあるような場合で, その時間帯に受付を希望する場合には, 事前に予約がなくても, 受付のほうをしていきたいと考えております。また, 当日の予約の枠に空きがない場合や, 予約の枠が空いているにしてもその時間帯に受付を希望されないような場合には, 改めて翌日以降に予約をしていただくということでの対応を考えております。

〇小泉委員長 田中委員。

〇田中委員 分かりました。

ちなみに、この下に記載されている会場が、市庁舎以外にも市民センターがあるようなんですけれども、 当然予約の時点で、それぞれ場所の指定をしてということになるのかなと思うんですが、この市民センター のほうが混雑度が低いとすれば、そっちに誘導するとかということはあるんでしょうか。それは申告者の希 望でということになるんでしょうか。その点だけちょっと聞きたいと思います。

〇小泉委員長 安里市民税課長。

〇安里市民税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

基本的には、会場ごとに受付の対応を考えておりまして、例えば本庁舎のほうで希望する予約の時間がないような場合に、同日にほかの市民センターで受付を行っているような場合には、その状況はお知らせするにしても、その会場のほうで空き時間の受付等をやっていると思いますので、そちらのほうとの連携は考えておりません。

〇小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

須田委員。

○須田委員 質問内容の重複等もあると思うんですが、何が心配かというのをまず1点挙げると、申告者がたくさん来ちゃって、間に合わないのは心配ですよねと。私は無理でした、こちらの人はできました、こちらはできませんでしたという心配がまず1点あるんですが。先ほどの3,800件でしたか、先ほどの数字で、まずこれは各会場でさばけるのかというのが1点。

それから、2点目として、恐らくコロナというのは、昨年よりも今のほうが広がりを見せている。分からないですよね。ワクチンが2月に投与できるとか、そういうことも可能性としてはゼロではないんでしょうけれども。そういう中で、現在の部分で、これからの感染者の増減予測というか、どのくらい増えるのを予測して、どれくらいの余裕でやっているのかというのが2点。

あと、ちょっと聞きたいんですけれども、水戸市の予算の中で通常やっている納税相談なんでしょうけれ ども、これによって、市の税金を使う部分が増えるとすれば幾らなのか。この3点、まずそこまで。

それと、当然ですけれども、市県民税ですから、水戸市民対象だけですよねという点を質問させていただきます。

- 〇小泉委員長 安里市民税課長。
- ○安里市民税課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

まずは予約の枠について、予約以上の希望者が出た場合にその設定で対応できるのかという御質問なんですが、昨年度の来場者数が約8,700人ということなので、そこに一定の余裕を持たせて、予約の枠としては、希望者が対応できるように設定してまいりたいと考えております。予約の受付状況によって、希望者の枠が埋まりそうだというような場合には、係の者、増員が対応可能なのか、あるいは受付時間の延長を行った上で、予約の枠のほうを予約受付の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍で感染が拡大している中で、今後どれくらいの受付を予測しているのかということなんですが、申告会場の来場者数につきましては、直近5年間の推移ですと、少しずつ減少しておりまして、昨年度は申告期間中に新型コロナウイルスの感染拡大があったため、会場にいらした方は8,700人で、前年度と比べ650人、約7%減少しております。市としては、郵送申告を積極的に推奨することで、さらなる来場者数の減少を目指しており、予約の枠は、希望者に対応できるように設定していきたいと考えております。

また、今回のコロナ感染防止対策に要する費用でございますが、パーテーションの購入や、あるいは、 コールセンターの対応のために350万円ほど費用のほうを考えております。

それと、対象者につきましては、1月1日現在水戸市に住民票を置いている方を対象としております。

〇小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、十分対応できるという感覚ですね。

それと、例えば、混むような時間帯が多分多々あるのかなと。例えば、キャパは9,000人となったときでも、それはそれで構わないんです。8,000人だか7,000人だか分からないですよ、来る人は。その場合に、夕方以降の相談等が多いというような状況というのは、これまではなかったんですか。その一部の時間帯に偏るということはこれまではあまりなかったの。みんな予約制じゃなかったから、多分勝手に来ていたんでしょうけれども、どうなんでしょうね。そうすると、夕方だけに偏ったとすれば、その数字は確かに合っているけれども、相談業務ができる人は1万人弱、相談してくる人も7,000人から8,000人くらいとなったときに、それは、もう当然可能だと思うんですけれども、ただ、それで時間帯が一部に集中して、結局できないよというようなことは予想されないんでしょうか。それで質問を終わります。

〇小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えします。

申告会場において一部の時間帯に偏りがあった場合に、その対応ができるのかということだと思うんですが、委員がおっしゃるように、確かに期間が、申告開始が始まった3日間であるとか、あるいは午前中であるとか、そういった時間帯に来場者のほうが偏る傾向があったんですが、どこの時間帯がすいているのか分からないために、そういった偏りが出ていたのかなと考えておりまして、あらかじめこの時間帯で受付人数はこれだよということで、予約制を明示することによって、一部の偏りのほうも解消されていくのではないかなと考えております。

〇小泉委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。

この制度はコロナウイルス感染症等の感染防止対策というような観点でやっていますけれども、考えてみれば、これまでも予約制にすれば、皆さんも便利だったんですよね。よく病院なんか行って、予約制であと 2時間後ですよと分かると、大変私たちはありがたい。 2時間の間にスーパーに行って買物をする人もいるでしょうし、家で休む人もいるでしょうし、そういう意味では、コロナの感染防止対策という感覚ではありますけれども、電話オペレーターだけで市民が予約できて、それが350万円の予算だと。パーテーションが幾らか知らないですけれども、もともとパーテーションはコロナ対策の予算でも各市民センターで買った記憶があるんですが、それ以上にもう買うことはないでしょうから、この制度は市民の利便性ということを考えれば、このコロナが終わるかどうか知りませんが、ぜひ今後も続けていっていただきたいという要望を言って終わります。

以上です。

〇小泉委員長 ほかにございますか。

高倉委員。

○高倉委員 今, るる, 委員のほうからも御指摘がありましたけれども, 感染防止対策として, この対面と か密を避けるという類いのこういった方法を取っていくというのは非常に大事だなと私も思います。それで, その方法が変わるわけですから, やっぱり市民の皆さんにしっかりと周知をして, それを徹底していく。こ

こが非常に大事なんだろうなと思うんですが、周知徹底の方法について、今回から郵送申告が始まりますよ、また予約方式になりますよというような周知は、市民にどのような形でこれから行っていくんでしょうか。

- 〇小泉委員長 安里市民税課長。
- ○安里市民税課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えします。

予約制の開始につきましては、新しく始まる制度でございますので、昨年度の申告者、来場した方などを 中心に周知するほか、市のホームページ、広報紙、SNSなど、あらゆる手段を使いまして、周知を図って まいりたいと考えております。

- 〇小泉委員長 高倉委員。
- **○高倉委員** そうしますと、去年の来場者に対しては、直接何か通知をするということなんですか、これは。 そういう形ですか。
- 〇小泉委員長 安里市民税課長。
- **〇安里市民税課長** まず、昨年度に申告受付で来場された方や市県民税の申告をされた方には、その申告書をお送りいたしますので、そこに予約制度についての周知の文書をつけるのとあわせまして、確定申告を行った方などには、昨年度の受付状況に応じて個別にお知らせしていきたいと考えております。
- 〇小泉委員長 高倉委員。
- ○高倉委員 分かりました。

そういった形で個別に対応していただけるということで、丁寧にやっていただきたいことと、あと、申告会場を含めて、なるべくいろんな公共施設に、今回こういうやり方を始めますよということを、例えばポスターを目につくようなところに貼っていくとか、とにかく市民に対して分かりやすいような周知方法、こういったものを徹底してやっていただきたいなということだけ、ちょっと要望させていただきたいと思います。

〇小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時19分 散会